

ID: 119

担当部署: 子ども若者部 子ども若者応援課

処分の概要	退館命令等		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市住吉会館条例 第12条		
例 規 番 号	平成19年条例第66号		
【根拠条文】 (入館者の行為の制限) 第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者の住吉会館への入館を禁じ、又は住吉会館からの退館を命ずることができる。 (1) 所定の場所以外で飲食又は喫煙をする者 (2) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある者 (3) 許可なく所定の場所以外に出入りする者 (4) その他市長が入館を禁じ、又は退館を命ずる必要がある者 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	平成 29 年 10 月 1 日